「消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」新旧対照表

改 正後

今般、消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)が本年5月15日に、関係政省令、告示が6月7日及び9月26日に、それぞれ交付され、10月1日から施行されることとなった。

今回の改正により、一定の身体障害者用物品が非課税とされることになったが、その具体的内容は左記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係機関、関係団体、関係事業者等に周知徹底を図るとともに必要な指導を行い、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第1 (略)

第2 (略)

1~12 (略)

- 13 頭部保護帽
 - (1) ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる機能を有するものであって、スポンジ及び革又はプラスチックを主材料にして<u>製作され、歩行が困難な者の頭部を保護することのみを目的とする</u>ものに限られるものであること。

(2) (3) (略)

14・15 (略)

16 歩行補助つえ 松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・ 閉 行

今般、消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)が本年5月15日に、関係政省令、告示が6月7日及び9月26日に、それぞれ交付され、10月1日から施行されることとなった。

今回の改正により、一定の身体障害者用物品が非課税とされることになったが、その具体的内容は左記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係機関、関係団体、関係事業者等に周知徹底を図るとともに必要な指導を行い、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第1 (略)

第2 (略)

1~12 (略)

- 13 頭部保護帽
 - (1) ヘルメット型で、<u>歩行が困難な者が</u>転倒の際に頭部を保護できる機能を有するものであって、スポンジ及び革又はプラスチックを主材料にして、個別に採寸等を行い製作されるものに限られるものであること。

(2) • (3) (略)

14・15 (略)

16 歩行補助つえ 松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・

改 正 後			現行
クラッ	・チ及び <mark>多脚つえ</mark> に限られ、それ以外のつえは、該当し		クラッチ及び <mark>多点杖</mark> に限られ、それ以外のつえは、該当しな
ないも	っのであること。		いものであること。
17~36	6 (略)		17~36 (略)
第3 (略)		第3	(略)
1	(略)		1 (略)
2	(略)		2 (略)
(1) <mark>視覚障害者</mark> 安全つえのマグネット付き石突交換		(1) <u>盲人</u> 安全つえのマグネット付き石突交換
(2) 補聴器の重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レ		(2) 補聴器の重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レ
	ンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導		ンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導
	式ポケット型ヘッドバンド交換、ワイヤレスマイク		式ポケット型ヘッドバンド交換、 <u>FM型用ワイヤレ</u>
	充電用ACアダプタ交換、イヤホン交換		<u>スマイク充電池交換、FM型用</u> ワイヤレスマイク充
			電用ACアダプタ交換、 <u>FM型用ワイヤレスマイク</u>
			<u>外部入力コード交換、</u> イヤホン交換
(3)~(5) (略)		(3)~(5) (略)
3 • 4	(略)		3 • 4 (略)
第4 (略)		第4	(略)